

～知って役立つ～ 町からの お知らせ

**相続登記が
義務化されます**

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要になります。

また、令和6年4月1日までに相続が発生している場合にも、相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。



▲法務省の
ホームページ

▼お問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局

☎0994(43)6790

**特設人権相談所
開設のお知らせ**

家庭内・近隣間のトラブルや相続・金銭問題での悩みごとなど日常生活のなかでの様々な悩みや心配ごとについて、差別を受けたと感じたとき、または周りに困っている人を見かけたときには、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は固く守られます。

▼開設日・場所

10月11日(火)
岸良出張所

▼開設時間

午前10時～午後3時
※電話相談は平日の午前8時30分～午後5時15分まで可能です。

▼お問い合わせ先

鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994(43)6790

**困ったら、一人で悩まず
行政相談**

毎日の暮らしの中で、行政について困っている事や分からない事はありませんか。

行政相談委員は、医療保険・年金・雇用・道路・社会福祉・交通機関などについての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から、その解決に向けた助言や関係機関への申し立てを行います。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

**オンライン
無料法律相談 実施**

弁護士法人照国総合事務所では、肝付町民及びその関係者を対象として、無料の法律相談を実施します。

オンライン無料法律相談について

肝付町民及びその関係者を対象に、無料の法律相談を実施します。

▼相談事項

相続、遺言、事故、紛争等の法律相談

▼日時

10月20日(木) 午後1時～午後4時(一人当たり45分程度)

▼場所

肝付町役場 第2会議室

※事前予約制ですので、10月18日(火)17時までに予約してください。

▼予約先

肝付町役場 総務課
☎0994(65)8421

※対面ではなく、オンラインテレビ会議による法律相談です。

無料緊急相談について

緊急時の場合は照国総合事務所にて、無料緊急相談を行っています。

▼相談事項

①法律問題 ②税務問題
③労務問題 ④登記問題

▼申込方法

照国総合事務所(☎099(22)60100)に直接電話し、肝付

**こころの健康相談日
開催**

認知症を含むこころの不調でお悩みの方を対象に精神科医による相談を実施します。

▼日時

11月7日 午後2時～

▼場所

鹿屋保健所1階診察室

▼担当医師

福原医師(メンタルホスピタル鹿屋)

※先着順(3名)になります。

ご希望の方は10月24日までに鹿屋保健所 地域保健福祉課 ☎0994(52)2124までお申し込みください。

**足腰・ピンピン若返り
教室のお知らせ**

楽しくからだを動かしながら、健康づくりを始めませんか？

町内に居住する方で、医師等から運動の制限がなく、移動等に介助を必要としない方などなたでも参加できます。

▼内容

椅子やマットを使用して、音楽に合わせて楽しくからだを動かす、安全な運動です。

▼申し込み

公民館長まで、開始日の1週間前までにお申し込みください。

※定数より多い場合は参加できないこともあります。

▼日時・場所

11月9日～12月14日
毎週水曜(11月24日のみ木曜)
午後1時30分～3時
北方地区公民館

☎0994(67)3736

※開始1か月前頃より公民館にて予約を開始しますので、それ以前の予約申し込みはご遠慮ください。なお送迎はお住まいの最寄の公民館で1会場のみとさせていただきます。

鹿児島県の最低賃金

鹿児島県 最低賃金	時間額	効力発生日
	853円	令和4年 10月6日

鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます

お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室
鹿屋労働基準監督署

☎099(223)8278
☎0994(43)3385